



令和4年9月21日

【照会先】

新潟県知事政策局政策企画課 庭野

電話 025-280-5878（直通）

新潟労働局雇用環境・均等室 田中

電話 025-288-3511

新潟県と新潟労働局は連携して 女性活躍に積極的に取り組む企業 を支援します

～女性活躍推進法に基づく「えるぼし」取得企業の拡大～ 「女性が活躍できる職場環境づくり支援事業」の実施について

新潟県における働く女性の現状をみると、長期的には結婚、出生、子育て期に離職する女性は減少傾向で推移し、就業率（15歳～64歳）は全国平均を上回っていますが、管理的立場にある女性の割合については、依然として全国平均より低い状況にあります。

働く場面において女性を計画的に育成し、その力を十分に発揮できる環境が整備されていないことが考えられます。

このような状況を踏まえ、新潟県（知事：花角英世）と新潟労働局（局長：吉野彰一）は、この度、女性活躍の推進に積極的に取り組み、他社の模範となる優良な事業者を認定する「えるぼし」取得企業の拡大に向けて、相互に連携し取り組むことになりました。

1 新潟県の取組

仕事と家庭生活等が両立できる職場環境を整えるほか、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等のうち、「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」として登録いただいた企業を中心に、「えるぼし」取得のため、専門的な支援を行うアドバイザーを派遣する「女性が活躍できる職場環境づくり支援事業」を実施。

2 新潟労働局の取組

女性活躍のための事業主行動計画を策定・届出されている企業のうち、「ハッピー・パートナー企業」に登録されていない企業を把握した場合は、登録のメリットを説明し登録勧奨を行う。また、「えるぼし」を取得していない企業に対しては取得のための支援を行うとともに、さらなる高みを目指すための支援も行う。

【参考】

女性活躍推進の必要について

新潟県における働く女性の現状は、長期的には結婚、出生、子育て期に離職する女性は減少傾向で推移し、就業率（15歳～64歳）は全国平均を上回っていますが、管理的立場にある女性の割合については、依然として全国平均より低い状況にあります。

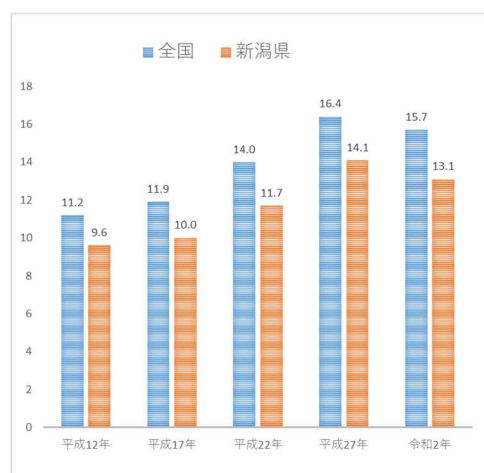
一方で、急速な人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念される中、県民のニーズの多様性やグローバル化にも対応するためにも、女性の活躍推進が一層重要となっています。

また、企業自身にとっても、採用や育成に多大なコストを投じた女性社員が能力を高めつつ継続的に就業できる職場環境を整備していくことは、人材の確保・定着、社員のモチベーションの向上など、大きなメリットがあります。

このような状況を踏まえ、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業者の各主体が女性の活躍推進に関する責務等を定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が2016年に施行しました。（2025年までの時限立法）

なお、常時雇用する労働者301人以上の事業主を対象として、2022年7月8日から男女の賃金の差異が情報公表の必須項目となりました

管理職に占める女性の割合



資料出所：総務省「国勢調査」

ハッピー・パートナー企業とは(新潟県)

男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整え、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業が登録する制度です。登録いただいた場合、新潟県がその取組を支援します。

ハッピー・パートナー企業のメリット

登録いただいた企業には、次のようなメリットがあります。

- ・新潟県HPで各企業の取組を紹介します。また、各企業のHPにもリングしているので、企業PRにも役立ちます。



- ・シンボルマークを付与します。
- ・企業の取組事例集を大学、短大、専門・各種学校、高校、ハローワークなどに配布するほか、就職関連イベント等でも配布するので、人材確保に役立つことが期待されます。
- ・新潟県建設工事入札参加資格審査の加点要件があります。
- ・県が発注する製造の請負、財産の買入れ及び役務の提供の調達（建設工事を除く）において優遇を受けることができます。

「えるぼし」とは（新潟労働局）

行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコース等の女性の活躍推進の取組の実施状況が優良である企業を認定する制度です。



「えるぼし」取得のメリット

- ・厚生労働省HPで企業名を公表します。
- ・公共調達で加点評価を受けることができます。
- ・認定マークを付与します。認定マークを商品や広告、名刺、求人票などに付すことができ、学生等求職者等へのPRすることができます。
- ・日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援金」を通常よりも低金利で利用することができます。

【女性が活躍できる職場環境づくり支援事業】

- 新潟県では、令和4年度の新規事業として、県内企業における持続可能な女性活躍を推進するため、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」の取得等を目指すハッピー・パートナー企業に対して、アドバイザーの派遣により支援する取組を進めます。

現 状

- 管理的職業従事者に占める女性割合 13.1% (全国 15.7%) ※出典 令和2年 国勢調査
- 女性が活躍できる環境づくりが遅れており、働きやすい職場環境整備による以下の取組が必要
 - ・ 女性の就業継続
 - ・ 長期的なキャリア形成を見通した育成、配置転換
 - ・ 管理者側のマネジメント力向上
 - ・ 女性自身のキャリアアップに対する意欲醸成

ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）

- 男女が働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業の登録制度
- 令和4年8月末時点の登録企業数 1,319社



女性が活躍できる社会の実現に向け、
ハッピー・パートナー登録企業の取組を更に後押し

■女性が活躍できる職場環境づくり支援事業（新規）

アドバイザー
の派遣

スムーズな「えるぼし」申請

- ・ 必要書類の確認や作成方法のレクチャー
- ・ 自社の「えるぼし認定」活用方法を把握

実状に沿った行動計画策定

- ・ 形だけでなく、実状や課題に沿った計画策定のアドバイス
- ・ 女性活躍推進の「真の課題」と目標に近づく近道を発見

効果的な改善支援

- ・ 課題解決の仕組みづくりや風土・意識づくりの研修を実施
- ・ 経験豊富なアドバイザーが改善のコツを伝達

えるぼし認定



- 「女性活躍推進法」に基づいて一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度
- 令和4年8月末時点の新潟県内の認定企業数 18社





えるぼし認定のメリット

- ・ 人材採用におけるイメージアップ（認定マークの表示など）
- ・ 公共調達における優遇措置
- ・ 日本政策金融公庫による融資制度 等

女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

- ◆ 女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業を認定する制度で、認定のレベルは1つ星～3つ星の3段階あり、星の数が増えるほど女性活躍が進んでいることを表します。えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができます。認定マークは商品や広告、名刺、求人票などに使用することができます。

認定の段階

<p>プラチナえるぼし</p> 	<p>以下のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任し厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。 ● 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」の5つの項目全てを満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。 ● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く)のうち、8項目以上を厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。 ● 下の★印に掲げる基準を全て満たすこと。
<p>えるぼし (3段階目)</p> 	<p>以下のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」の5つの項目全てを満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。 ● 下の★印に掲げる基準を全て満たすこと。
<p>えるぼし (2段階目)</p> 	<p>以下のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」のうち3つ又は4つの項目を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。 ● 満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。 ● 下の★印に掲げる基準を全て満たすこと。
<p>えるぼし (1段階目)</p> 	<p>以下のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」のうち1つ又は2つの項目を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。 ● 満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。 ● 下の★印に掲げる基準を全て満たすこと。

- ★「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」以外の基準は以下の3つです。
 - ・事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。
 - ・定めた一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。
 - ・女性活躍推進法及び同法に基づく命令その他関係法令に違反する重大事実がないこと。
- ※厚生労働省のウェブサイトとは、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性の活躍推進企業データベース」 <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

認定基準(女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準)

評価項目	基準値(実績値)
①採用	<p>i) 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度(※)であること。 (※直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率(女性の応募者数÷女性の採用者数)」×0.8が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率(男性の応募者数÷男性の採用者数)」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと。)</p> <p>又は</p> <p>ii) 直近の事業年度において、①と②の両方に該当すること。</p> <p>① 正社員に占める女性労働者の割合が、産業ごとの平均値以上であること。</p> <p>② 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。</p>
②継続就業	<p>i) 直近の事業年度において、①と②のいずれかに該当すること。</p> <p>① 「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が、雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上【プラチナえるぼしの場合:8割以上】であること。</p> <p>② 「女性労働者の継続雇用割合÷男性労働者の継続雇用割合」が、雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上【プラチナえるぼしの場合:9割以上】であること</p> <p>又は</p> <p>ii) i)を算出することができない場合、直近の事業年度において正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。</p>
③労働時間等の働き方	<p>雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。</p>
④管理職比率	<p>i) 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。</p> <p>又は</p> <p>ii) 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること。</p> <p>【プラチナえるぼしの場合】</p> <p>i) 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値の1.5倍以上であること。</p>
⑤多様なキャリアコース	<p>直近の3事業年度に以下について、常時雇用する労働者の数が301人以上の企業は2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、常時雇用する労働者の数が300人以下の企業は1項目以上の実績を有すること。</p> <p>A 女性の非正規雇用労働者から正社員への転換・派遣労働者の雇入れ</p> <p>B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換</p> <p>C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用</p> <p>D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用</p>

注) 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数の1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし類似の雇用管理区分とまとめて算出して差支えないこと。

えるぼし認定企業一覧

令和4年7月31日現在
新潟労働局雇用環境・均等室

1 基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）状況

(社)

	301人以上企業	300人以下企業	計
認定数	10	8	18
第1段階（1つ星）	0	0	0
第2段階（2つ星）	2	0	2
第3段階（3つ星）	8	8	16

2 新潟労働局内のえるぼし認定企業

企業名	所在地	認定段階	認定年月
株式会社 エム・エスオフィス	長岡市	 第3段階	2017年6月
社会福祉法人 桜井の里福祉会	西蒲原郡 弥彦村		2017年7月
株式会社 日本フードリンク	新潟市		2017年8月
社会福祉法人 見附福祉会	見附市		2017年11月
株式会社 ソリマチ技研	長岡市		2017年11月
株式会社 第四北越銀行	新潟市		2018年7月
社会福祉法人 常陽会	新潟市		2021年1月
医療法人 愛広会	新潟市		2021年8月
社会福祉法人 新潟さくら会	新潟市		2021年9月
社会福祉法人 真心福祉会	北蒲原郡 聖籠町		2021年11月
株式会社 ハピネス	十日町市		2021年11月
社会福祉法人 加茂福祉会	加茂市		2022年2月
株式会社 アイオス	新潟市		2022年2月
オン・セミコンダクター新潟 株式会社	小千谷市		2022年3月
小柳建設 株式会社	三条市		2022年3月
医療法人 俊栄会 齋藤記念病院	南魚沼市		2022年4月
社会福祉法人 愛宕福祉会	新潟市	 第2段階	2017年2月
亀田製菓 株式会社	新潟市		2017年6月

*認定企業のうち、公表することに了解を得た企業名および市町村名を掲載しています。